

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 <u>沿革 令和2年12月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052</p>	
<p>第1条～第4条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p>	
<p>(分割送金の取扱い)</p> <p>第5条 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合(以下「分割送金による投資」という。)について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。</p> <p>一 最初の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得のための対価の額に、100分の95を乗じた金額の範囲内の額又は付保率を100%とする場合は100分の100を乗じた金額(以下取得のための対価の額に対する設定した保険金額の割合を「設定付保割合」という。)を保険金額として設定するものとする。</p> <p>二～三 (略)</p>	<p>(分割送金の取扱い)</p> <p>第5条 株式等又は不動産に関する権利等の取得のために、その取得のための対価を分割して送金又は輸出する場合(以下「分割送金による投資」という。)について、海外投資保険の申込みをしようとする場合は、次の各号の規定に定めるところにより、取り扱うものとする。</p> <p>一 最初の分割送金による投資については、当該分割送金による投資の取得のための対価の額に、100分の95を乗じた金額の範囲内の額(以下取得のための対価の額に対する設定した保険金額の割合を「設定付保割合」という。)を保険金額として設定するものとする。</p> <p>二～三 (略)</p>	
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>	
<p>(対価の額等)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>プレミアム相当額を証券で定める場合の取得のための対価の額の設定については、証券に定めるプレミアム相当額に前項第三号の規定により算出した被保険投資の相手方評価額を加算した金額とする。</u></p>	<p>(対価の額等)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>約款(株)第3条第4項により特約を付した場合の取得のための対価の額の設定については、次項に定める当初保険年度におけるプレミアム相当額に前項第三号の規定により算出した被保険投資の相手方評価額を加算した金額とする。</u></p> <p>3 <u>約款(株)第3条第4項の規定にかかわらず、プレミアム相当額は、以下のとおりとする。</u></p>	

新	旧	備考
<p>3 約款（株）第2条第2項により特約を付した場合の当該特約対象となる各再投資先企業に対する保険申込者の持ち分評価額の設定については、原則として、被保険投資の相手方の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。</p>	<p>一 <u>当初の保険年度（保険期間の開始日から12月毎の期間をいう。以下同じ）におけるプレミアム相当額は、取得時プレミアム相当額を被保険者が被保険投資の相手方の株式等を取得した年度（以下「投資年度」という。）の翌年度の開始日を初回とし、被保険投資の相手方の各事業年度の開始日ごとに定額で減額した金額。なお、取得時プレミアム相当額とは、被保険投資の相手方の株式等の取得のために実際に要した額から投資年度の前年度の被保険投資の相手方の財務諸表等における簿価純資産額のうち海外投資を行った者の持ち分に相当する金額を控除した金額をいう。</u></p> <p>二 <u>翌保険年度以降のプレミアム相当額は、当初の保険年度におけるプレミアム相当額を翌保険年度の開始日を初回とし、以降各保険年度の開始日ごとに定額で減額した金額。</u></p> <p>三 <u>前二号の規定にかかわらず、被保険者の財務諸表等における被保険投資の相手方の株式等を減損処理した場合又は株式等に関して個別引当を計上した場合のプレミアム相当額は、別に特約で定めるところによる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定で定める定額での減額は、取得時プレミアム相当額を回収期間で除した額を減額するものとする。回収期間とは、被保険投資の相手方の事業計画書等において、投資年度から被保険投資の相手方の当期利益累計金額のうち海外投資を行った者の持ち分に相当する金額がプレミアム相当額以上となるまでの年数をいい、かかる年数が20年を超える場合には、20年とする。なお、当該事業計画書等において、事業計画期間内にプレミアム相当額を回収する計画となっていない場合は、事業計画の最終年度の当期利益がその後も継続するものとして回収期間を計算する。</u></p> <p>5 <u>約款（株）第2条第2項により特約を付した場合の当該特約対象となる各再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。）に対する保険申込者の持ち分評価額の設定については、原則として、被保険投資の相手方の直近の財務諸表等において当該再投資先企業の株式等として計上されている額及び当該再投資先企業に対する貸付金債権として計上されている額のうち保険申込者の持ち分に相当する金額。ただし、日本貿易保険が他の設定方法を認めた場合はこの限りでない。</u></p>	

新	旧	備考
第8条 (略)	第8条 (略)	
<p>(保険期間の開始日及び終了日)</p> <p>第9条 海外投資保険の保険責任の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、既存の保険契約の保険期間満了に伴い同一の投資につき継続して締結される新規保険契約の申込み(以下「更新」という。)に係るものにあつては、既存の保険契約における保険証券記載の保険期間の満了日の翌日とする。ただし、更新に係る保険契約の締結が当該満了日の属する月の翌月末よりも後になった場合についてはこの限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険期間の開始日及び終了日)</p> <p>第9条 海外投資保険の保険責任の開始日は、保険契約の締結日の属する月の1日とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、既存の保険契約の保険期間満了に伴い同一の投資につき継続して締結される新規保険契約の申込み(以下「更新」という。)に係るものにあつては、既存の保険契約における保険証券記載の保険期間の満了日の翌日とする。ただし、更新に係る保険契約の締結が当該満了日の属する月の翌月末よりも後になった場合についてはこの限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	
第10条～第15条 (略)	第10条～第15条 (略)	
<p>(担保権の設定)</p> <p>第16条 約款(株)第37条第1項若しくは第2項における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」又は約款(不)第36条第1項における「質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。以下同じ。)又は被保険者、被保険投資の相手方若しくは再投資先企業(以下「出資者等」という。)が金融機関等に対して同条各項に規定する承諾の対象となる保有株式若しくは保有貸付金債権の譲渡義務を負う契約(当該担保権設定と同様に金融機関等の債権保全を目的とするものであって、予め定められた条件を充足した場合は出資者等の意思によらず当該保有株式若しくは当該保有貸付金債権が譲渡されるものに限る。以下同じ。)が締結される場合にあつては、当該各契約を締結しようとするときをいうものとし、海外投資保険の申込みの時点において既に担保権の設定(前述の場合にあつては当該各契約の締結をいう。)が行われている案件については、海外投資保険の申込みのときをいうものとする。</p>	<p>(担保権の設定)</p> <p>第16条 約款(株)第37条第1項若しくは第2項における「質権又は譲渡担保を設定しようとするとき」又は約款(不)第36条第1項における「質権、譲渡担保権、抵当権その他これらに類する担保権を設定しようとするとき」とは、予め当該担保権設定に係る予約契約(担保権設定者の意思によらず当該担保権が設定されるものに限る。以下同じ。)が締結される場合にあつては、当該予約契約を締結しようとするときをいうものとし、海外投資保険の申込みの時点において既に担保権の設定(前述の場合にあつては担保権設定に係る予約契約の締結をいう。)が行われている案件については、海外投資保険の申込みのときをいうものとする。</p>	

新	旧	備考
2 (略)	2 (略)	
<p>第2節 再投資関係 (再投資に係る読み替え) <u>第17条 約款(株)第8条、第9条、第12条、第31条第2項、第7項及び第8項並びに海外投資保険手続細則(平成29年4月1日 17-制度-00043)別表3に規定する「被保険投資の相手方」には、再投資先企業を含むものとする。ただし、再投資先企業の事業に係る損失を第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づきてん補する場合に限る。</u></p> <p>附 則 <u>この規程は、令和3年1月18日から実施する。</u></p>		
別表 (略)	別表 (略)	